

## 令和4年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日から、消費税率及び地方消費税率が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源化分）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度新座市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

歳入	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	2,101,322千円
歳出	社会保障施策経費	28,740,529千円

（単位 千円）

事業名		決算額	うち一般財源
社会福祉	社会福祉事業	237,783	127,799
	障がい者福祉事業	4,688,993	1,649,874
	老人福祉事業	2,611,689	2,240,055
	児童福祉事業	10,626,135	4,195,587
	生活保護事業	5,123,417	1,455,174
小計		23,288,017	9,668,489
社会保険	国民年金事業	11,639	394
	国民健康保険事業	992,766	552,301
	介護保険事業	1,790,469	1,657,600
小計		2,794,874	2,210,295
保健衛生	保健衛生事業	454,599	128,712
	予防事業	2,048,283	843,380
	母子保健事業	154,717	134,985
	診療所事業	39	39
小計		2,657,638	1,107,116
合計		28,740,529	12,985,900